

人材紹介申込書

●(以下「甲」といいます。)は、下記の内容に基づき株式会社ダブルループ(以下「乙」といいます。)の人材紹介サービス(「JOBSP0」以下「本サービス」といいます。)に申込みします。

お申込日	年 月 日	
貴社名	印	
住所	〒	
ご担当者	部署名:	お名前:
ご連絡先	電話:	メール:

(利用契約の成立)

第1条 甲が乙に対して、本申込書により本サービスの利用を申し込み、乙が、甲の申し込みを承諾して本サービス利用登録をしたときに、甲と乙との間で本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)が成立します。また、利用契約には、乙が定めるJOBSP0利用規約を含むものとし、甲はこれに同意します。

(採用決定)

第2条-1

甲は本サービスを利用して求職者を採用決定(以下、甲が採用決定した求職者を「採用者」という。)した場合、乙所定の書面に必要事項を記入し、乙に提出します。

第2条-2

甲による採用決定時に次条で定める紹介手数料が発生するものとし、乙は甲から前項の書類の提出をうけたときは、紹介手数料を算定し、甲に対して、紹介手数料を請求します。

(紹介手数料等)

第3条-1

紹介手数料は採用者の年収に20%を乗じて得た額(税別)とし、採用者ごとに発生します。

第3条-2

前項の「年収」とは、次のいずれかの額をいうものであって、税金や社会保険料を控除する前の総収入とします。

(1)甲が採用者に明示した年俸の額。

(2)甲が採用者に明示した月額給与(残業手当・通勤手当を除き算定可能な諸手当全てを含む)の12ヶ月分と前年度の甲の全従業員の平均賞与月数より算定した採用者の想定賞与額とを合算した額。

(3)甲は乙に対して、以下のとおり分割して、紹介手数料を乙に支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

① 採用決定時に紹介手数料の50%を、入社日の属する月の末日で締めて、翌月末日までの支払い

② 入社日より3か月経過した時点で紹介手数料の50%を、入社日から3ヶ月経過した日の属する月の末日で締めて、翌月末日までの支払い

(免除)

第4条

客観的かつ合理的に明らかな採用者の責に起因して甲が採用者を解雇した場合、または採用者が自己都合により入社日から3ヶ月以内に甲を退職した場合、乙は甲に対する第3条-2・(3)・②の紹介手数料の50%の支払いを免除するものとします。

(契約期間)

第5条 利用契約の有効期限は、申込の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より書面による異議の申し立てのない場合は、利用契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とします。

(協議)

第6条 その他発生する諸事項は、甲乙協議のうえ解決するものとします。

.....
東京都千代田区飯田橋1-7-4九段MSCビル4階
株式会社ダブルループ
連絡先:03-6256-9773
厚生労働大臣許可番号:13-ユ-311075
.....